

○基本診療料 81件

- 情報通信機器を用いた診療
- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 電子的歯科診療情報連携体制整備加算2
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算2
- 歯科外来診療感染対策加算4
- 歯科診療特別対応連携加算
- 入院基本料及び特定入院料に係る継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 特定機能病院A入院基本料(一般病棟7対1)
- 特定機能病院A入院基本料(精神病棟13対1)
- 特定機能病院入院基本料の注11に規定する精神病棟看護・多職種協働加算
- 入院栄養管理体制加算
- 救急医療管理加算1・2
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 1
- 医師事務作業補助体制加算2(20対1)
- 急性期看護補助体制加算25対1(看護補助者5割未満)
- 夜間100対1急性期看護補助体制加算
- 夜間看護体制加算(夜間100対1急性期看護補助体制加算に対する加算)
- 看護補助体制充実加算2
- 看護職員夜間12対1配置加算1
- 電子的診療情報連携体制整備加算1
- 看護補助加算2(精神科病棟のみ)
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 産科管理加算1
- 無菌治療室管理加算2
- 放射線治療室管理加算(治療用放射性同位元素による治療の場合)
- 放射線治療室管理加算(密封小線源による治療の場合)
- 緩和ケア診療加算
- 小児緩和ケア診療加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 精神科慢性身体合併症管理加算
- 摂食障害入院医療管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算1
- 感染対策向上加算1
- 指導強化加算
- 微生物学的検査体制加算
- 抗菌薬適正使用体制加算
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩等管理加算(ハイリスク分娩管理加算)
- 術後疼痛管理チーム加算
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- 薬剤業務向上加算
- 病棟薬剤業務実施加算3
- データ提出加算2のイ
- 入退院支援加算1
- 入退院支援加算3
- 地域連携診療計画加算
- 入院時支援加算
- 総合機能評価加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算2のイ
- 地域医療体制確保加算2
- 地域歯科診療支援病院入院加算
- 救命救急入院料1(救命ICU病棟)
- 救命救急入院料2(CCU病棟・ハイケア病棟)
- 精神疾患診断治療初回加算
- 救急体制充実加算2
- 小児加算(救命救急入院料)
- 早期栄養介入管理加算
- 広範囲熱傷管理加算(救命救急入院料)
- 特定集中治療室管理料 1
- 小児加算(特定集中治療室管理料)
- 広範囲熱傷管理加算(特定集中治療室管理料)
- 総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児集中治療室管理料)(MFICU病棟)
- 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児集中治療室管理料)(NICU病棟)
- 新生児治療回復室入院医療管理料(GCU病棟)
- 小児入院医療管理料1
- 小児入院医療管理料の注2に規定する加算(保育士1名の場合)
- 無菌治療管理加算2
- 養育支援体制加算
- 短期滞在手術等基本料1
- 短期滞在手術等基本料3

○特掲診療料 320件

- ウイルス疾患指導料 注2
- 外来栄養食事指導料1 注3
- 遠隔モニタリング加算(心臓ペースメーカー指導管理料)
- 腎代替療法実績加算(慢性維持透析患者外来医学管理料)
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- がん患者指導管理料 イ
- がん患者指導管理料 ロ
- がん患者指導管理料 ハ
- がん患者指導管理料 ニ
- 移植後患者指導管理料(臓器移植後の場合)
- 移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後の場合)
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料1・2
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料2
- 下肢創傷処置管理料
- 救急外来医学管理料1(救急搬送医学管理料1、夜間休日救急医学管理料1)及び救急外来緊急検査対応加算1
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 連携充実加算
- がん薬物療法体制充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料
- 相談支援加算
- 心不全再入院予防継続管理料1・2
- 遺伝性疾患療養指導管理料 注1から注3
- 遺伝性疾患療養指導管理料 注5
- がん治療連携計画策定料
- ハイリスク妊産婦連携指導料1
- ハイリスク妊産婦連携指導料2
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 地域連携診療計画加算(診療情報提供料Ⅰ)
- 医療機器安全管理料1
- 医療機器安全管理料2
- 歯科治療時医療管理料
- 特別管理加算
- 口腔機能実地指導料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 在宅自己腹膜灌流指導管理料2
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 在宅植込型補助人工心臓(非拍動型)指導管理料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料1・2
- 在宅経肛門の自己洗腸指導管理料

- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリッジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリッジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- 遺伝学的検査 注1
- 骨髄微小残存病変量測定
- BRCA1/2遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 角膜シトロフィー遺伝子検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体
- 抗アデノ随伴ウイルス血清型r h 7 4 (A A V r h 7 4)抗体
- 抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- HPV核酸検査及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 検体検査管理加算(Ⅳ)
- 国際標準検査管理加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 長期脳波ビデオ同時記録検査1
- 中枢神経電気刺激による誘発筋電図
- 単線維筋電図
- 脳磁図(自発活動を測定するもの)
- 脳磁図(その他のもの)
- 脳波検査判断料1
- 神経学的検査
- 聴聴器適合検査
- 黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図
- ロービジョン検査判断料
- 内服・点滴誘発試験
- センチネルリンパ節生検(片側)
- 経頭静脈的肝生検
- 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの)
- 経気管支凍結生検法
- 壁側胸膜凍結生検法
- 口腔細菌定量検査
- 有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査
- 精密触覚機能検査
- 画像診断管理加算4
- 歯科画像診断管理加算1
- 歯科画像診断管理加算2
- 遠隔画像診断
- ボジトロン断層撮影、ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(アミロイドP E T イメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ボジトロン断層撮影、ボジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはボジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(アミロイドP E T イメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合に限る。)
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- 外傷全身CT加算
- 心臓MRI撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 小児鎮静下MRI撮影加算
- 頭部MRI撮影加算
- 全身MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理科
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- 各リハビリテーション料の初期加算
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 経頭蓋磁気刺激療法
- 心理支援加算
- 早期診療体制充実加算2
- 情報通信機器を用いた精神療法
- 通院・在宅精神療法 注13
- 認知療法・認知行動療法1
- 精神科作業療法
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- 多血小板血漿処置
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓・慢性維持透析を行った場合1
- 導入期加算3
- 透析液水質確保及び慢性維持透析濾過加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- スーマ合併症加算
- 手術用顕微鏡加算
- 口腔粘膜処置
- う蝕歯無痛の高洞形成加算及び手術時歯根面レーザー応用加算
- 歯科技工士連携加算1
- 光学印象、光学印象の注3に係る歯科技工士連携加算1
- CAD/CAM冠及びC A D / C A M インレー
- 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1・2
- 皮膚悪性腫瘍切除術(悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。)
- 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合(内視鏡下によるものを含む。))に限る。)
- 処理骨再建加算
- 骨悪性腫瘍、類骨腫瘍及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- 人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)
- 後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 椎間板内酵素注入療法
- 腫瘍脊椎骨全摘術
- 緊急穿頭血腫除去術
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。))及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 内皮移植加算
- 培養ヒト角膜内皮細胞移植術
- 羊膜移植術
- 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(フレート)のあるもの)
- 緑内障手術(流出路再建術(眼内法))
- 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- 毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る。)

- 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
- 網膜再建術
- 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器植込及び植込型骨導補聴器交換術
- 人工中耳植込術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。)
- 上咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、中咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、下咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、喉頭蓋腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)及び喉頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法(歯科診療に係るものに限る。)
- 乳腺悪性腫瘍手術(乳癌センチネルリンパ節加算1又は乳癌センチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。)
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 内視鏡下筋層切開術
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び膈腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- 胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術
- 胸腔鏡下弁形成術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下弁置換術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮の大動脈弁置換術)
- 経カテーテル弁置換術(経皮的肺動脈弁置換術)
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 経皮的三尖弁クリップ術
- 胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術
- 不整脈手術(左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)に限る。)
- 不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る)
- 経皮的隔中心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカーの場合)
- 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
- 植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術(心筋リードを用いる場合)
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- 大動脈バレーンバンピング法(ⅠABP法)
- 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- 補助人工心臓
- 小児補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓(非拍動型)
- 同種心移植術
- 骨格筋由来細胞シート心表面移植術
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- 腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下胃縮小術(スリープ状切除によるもの)
- バレーン閉塞下経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下総胆管拡張症手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるもの)
- 生体部分肝移植術
- 同種死体肝移植術
- 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下脾中央切除術
- 同種死体脾移植術、同種死体脾腎移植術
- 生体部分小腸移植術
- 同種死体小腸移植術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 内視鏡的小腸ポリープ切除術

- 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハナナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰囊水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- 精巣温存術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 子宮悪性腫瘍手術(子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 腹腔鏡下子宮癌痕部修復術
- 胎児胸腔・羊水腔シャント術
- 胎児輸血術及び臍帯穿刺
- 体外式膜型人工肺管理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。))に掲げる手術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。))
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(乳房切除術、子宮附属器腫瘍摘出術(遺伝子乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行うものに限る。))
- 外科医療確保特別加算
- 輸血管理料Ⅰ
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- コーディネート体制充実加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 歯周組織再生活導手術
- 手術時歯根面レーザー応用加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯根端切除手術の注3
- レーザー機器加算
- 内視鏡手術用支援機器加算
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- 麻酔管理料(Ⅱ)
- 歯科麻酔管理料
- 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔(Ⅱ)
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。))及び強度変調放射線治療(ⅠM R T)の前立腺癌に対する前立腺照射(寡分割照射に係るものに限る。))
- 強度変調放射線治療(IMRT)
- 画像誘導放射線治療加算(IGRT)
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 画像誘導密封小線源治療加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 国際標準病理診断管理加算
- 口腔病理診断管理加算2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料
- 顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。))の手術前後における歯科矯正に係るもの)
- 看護職員処遇改善評価料48
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5に関する施設基準
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5に関する施設基準
- 入院ベースアップ評価料161
- 入院時食事療養(Ⅰ)
- 人工中耳材料